

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「充てる。」を「充てるものとし、金銭出納員は現金取扱員の一覧表を作成する。」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 現金取扱員が取り扱うことのできる現金の限度額は、1日分の収納額とする。

第12条第2項第1号中「、氏名」を「及び氏名」に改め、「及び押印」を削る。

第25条第2項中「充てる。」を「充てるものとし、物品出納員は貯蔵品取扱員の一覧表を作成する。」に改める。

第33条第1項第3号を削り、同条第2項中「、品名、単位の呼称」を削る。

第35条第2項中「充てる。」を「充てるものとし、物品出納員は物品取扱員の一覧表を作成する。」に改める。

第36条を削る。

第37条を次のように改める。

(購入の手続)

第37条 物品出納員は、第33条第1項第1号に規定する備品を購入するときは、契約会計課長に合議しなければならない。

第37条を第36条とする。

第38条を削る。

第39条の見出し中「報告」を削り、同条中「備品受入報告書により速やかに物品出納員である」を「贈与のために購入した備品を除き、別に定める備品異動報告書により」に改め、同条を第37条とする。

第40条中「に備品整理票をはり付ける等適切な」を「を、別に定める」に改め、「、これを整理」を「、整理」に改め、同条を第38条とする。

第41条を削る。

第42条を次のように改める。

(備品基本台帳等による整理)

第42条 契約会計課長は、備品基本台帳を備え、物品出納員から報告される備品異動報告書により備品の受払いを記録し、その現在高を明らかにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、備品の整理事務の全部又は一部について、電子計算機を使用して処理するときは、当該台帳に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の備付けをもって、台帳に代えることができる。

3 物品出納員は、次に掲げる消耗品の受払いをするときは、消耗品受払簿を備え、消耗品の受払いを記録しなければならない。

(1) 郵便切手、はがき、印紙その他これらに類するもの

(2) その他物品出納員が記録する必要があると認めるもの

4 局が使用するために借り受けた物品は、別に定める方法により整理しなければならない。

第42条を第39条とする。

第43条を削る。

第44条を次のように改める。

(物品の貸出し)

第44条 物品出納員は、庁外等に持ち出して使用する物品のうち別に定めるものは、物品使用管理簿により貸し出すものとする。

2 物品出納員は、その保管する備品を他の物品出納員に貸し出すときは、当該物品出納員から、別に定める物品貸借書を徴しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、物品出納員は、その所管に属する備品を他の物品出納員に一時的に貸し出す場合であって、別に定めるときは、当該他の物品出納員から物品貸借書を徴することを要しないものとするができる。

4 前3項の規定は、第20条第1項第1号クに掲げる工具、器具及び備品について準用する。

第44条を第40条とする。

第45条（見出しを含む。）中「所管換え」を「所管転換」に改め、同条後段中「場合」を「場合において」に改め、「物品出納員である」を削り、同条を第41条とする。

第46条を削る。

第47条を削る。

第48条を次のように改める。

(不用品の整理及び処分)

第48条 物品出納員は、その所管に属する物品で不用となったもの（以下「不用物品」という。）があるときは、次に掲げる方法により、整理及び処分し、契約会計課長に報告しなければならない。

- (1) 不用物品とした備品を必要とする課等がある場合は、前条の規定により所管転換を行う。
- (2) 前号の規定に該当しない場合又は使用に耐えなくなったものは、不用についての決定を行い、管理者の決定をもって売却を行う。
- (3) 前号の規定にかかわらず、買受人がないもの又は売却価格が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、不用についての決定を行い、廃棄する。

2 前項の規定にかかわらず、不用物品のうち売却見込みのない消耗品は、当該消耗品を所管する物品出納員の決定をもって廃棄することができる。

第48条を第42条とする。

第49条第2項及び第3項中「物品出納員である」を削り、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、第20条に掲げる固定資産及び第23条に規定するたな卸し資産について準用する。

第49条を第43条とする。

第50条の見出し中「調査」の右に「及び報告」を加え、同条第1項中「備品台帳」を「備品基本台帳」に、「消耗品受払簿及び材料受払簿」を「備品異動報告書及び消耗品受払簿」に改め、同条第2項中「備品現在高報告書により物品出納員である」を削り、同条第3項中「物品出納員である」を削り、「備品現在高総括報告書を作成し、管理者」を「3月末日における備品基本台帳を管理者」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 契約会計課長は、必要に応じ、物品の受払保管の状況を調査しなければならない。

第50条を第44条とする。

第51条を第45条とし、第52条から第59条までを6条ずつ繰り上げる。

「
別表第1の2中
(1) 水道事業用物品及び
公共下水道事業用物品
(貯蔵品を除く。)に関
する出納及びその他の
会計事務
(2) 不用品に関する出納
その他の会計事務
を
」

「
水道事業用物品及び公
共下水道事業用物品(貯蔵
品を除く。)に関する出納
及びその他の会計事務
に改める。
」

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)